

「船橋市 e モニター実施要領」

(設置)

第1条 市政に対する意見、要望等を広く公正に聴取し、市政の効率的な運営に資するため、インターネットを活用したアンケートへの回答を行う船橋市 eモニター(以下「モニター」という。)を置く。

(登録資格)

第2条 モニターとして登録できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) 年齢18歳以上である者
- (3) インターネットの使用ができる者
- (4) 日本語による回答ができる者
- (5) 本要領に承諾し、回答に協力する意思のある者
- (6) 第6条第1項に規定する照合に同意する者

(登録方法)

第3条 モニターの登録は、インターネットを通じて行う。モニターは、次に掲げる情報を登録することにより、前条に規定する資格を満たしていることに同意したものとみなす。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 年代
- (4) 性別
- (5) メールアドレス

(登録の有効期間)

第4条 モニター登録の有効期間は、登録した日の属する年度末とする。なお、市長がモニターの継続の意向を確認できた場合は、登録を継続できる。

(役割)

第5条 モニターは、アンケートへ回答することを役割とする。

(個人情報の利用目的)

第6条 第3条の規定により登録された情報について、第2条第1号及び第2号に規定する資格を確認する目的で、必要な範囲に限り、住民基本台帳と照合する。

- 2 アンケートで回答された個人情報は次の目的に利用する。
 - (1) 市政運営の施策に反映及び企画向上のための集計・分析に用いるため
 - (2) 希望者にアンケートの実施及び市政に関する情報を案内するため
 - (3) 第14条に定める謝礼を進呈するため

(メールアドレスの提供)

第7条 第3条第5号の規定により登録されたメールアドレスについて、アンケートを行う所属へ提供する。

- 2 アンケートを行う所属は、提供されたメールアドレスはアンケート目的にのみ使用する。
- 3 アンケートを行う所属は、アンケートが完了した際はメールアドレスを削除する。

(回答内容の著作権)

第8条 アンケートで回答された内容の著作権は、全て市に帰属するものとし、市はその回答内容を自由に抽出・編集し、回答者の承諾なしに、個人情報を除き、公開することができる。

(禁止行為)

第9条 モニターは、その役割において以下に該当する行為又はその恐れのある行為を行ってはならないものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法律、条例又はその他の法令に反する行為
- (3) 本市、他のモニター又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他のモニター又は第三者を誹謗、中傷する行為
- (5) 本制度の運営を妨害する行為
- (6) 市民に混乱を招く行為
- (7) その他、市長が不相当と判断する行為

(登録解除)

第10条 市長は、モニターが次のいずれかに該当したときは、登録を解除することができる。

- (1) 第2条に規定する登録資格を喪失したとき
- (2) 第3条に規定する登録情報に虚偽があったとき
- (3) 第5条に規定する役割の遂行が困難となったとき
- (4) 前条に規定する禁止行為が認められたとき
- (5) モニターが自己の都合で辞退を申し出たとき
- (6) アンケートが届かなくなったとき
- (7) その他、市長が認めるとき

2 モニターは、前項第1号又は第3号の事由が生じたときには、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

(免責)

第11条 第5条に定める役割を果たすにあたり、モニターに不利益または損害が発生した場合、市は責任を負わないこととする。

(費用の負担)

第12条 アンケートに関するインターネットの通信料については、モニターの負担とする。

(留意事項)

第13条 モニターは、第3条第5号に規定するメールアドレスを変更したときには、モニター主管課へ連絡する。

(謝礼)

第14条 第5条に規定する役割を遂行し、継続意思を市長が確認したモニターには、予算の範囲内で抽選により記念品を進呈する。

(主管課)

第15条 モニターに関する事務は、市長公室市民の声を聞く課において処理する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から施行する。